

この書面をよくお読みください。

オンラインサロンハッピーライフ 契約書面

私（または当社。以下「甲」）は、本契約書面及び後記の約款（以下「本約款」）に基づいて、貴殿（以下「乙」）との間で、オンラインサロンハッピーライフ に関する契約（以下「本契約」）を締結します。

1 事業者（乙）に関する情報

宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン 19F 電話 050-5526-1538
株式会社すなおコンサルティング

2 本オンラインサロンに関する事項

① 内容は、以下のとおりとなります。

<月会員>

- (1) 月4回程度のオンラインサロン開催
- (2) 不定期開催オンラインサロンまたは会場でのイベント開催
- (3) Teachable（動画視聴サイト）の利用

<グループ特別研修>

集合研修またはオンラインにて都度企画された集合研修を行う場合があります。

主催者より案内された内容に同意された際は申込をお願いします。

<グループ特別研修会費>

メニューごとの会費を第1回研修開始の30日までに支払いを完了をお願いします。

第一回研修開始後は主催者の都合での開催中止を除き、いかなる理由でもキャンセル・研修費減額および返金は受付ておりません。

また、開始前のキャンセルにつきましては、コンテンツ制作ならびに会場確保の観点から下記キャンセル料が発生します。

第一回研修日から逆算し、	30日超	10%
	14日超	30%
	7日超	50%
	7日以内	100%（研修開始後100%）

特別研修申込に関する手続きはクレジットカードでの決済をもって契約手続きを完了し、当制度説明書に同意したとみなします。

② 契約期間

本書面および第一回目の会費決済確認日をもって契約成立とし、契約期間は契約成立日より1年間とする。以降自動更新。

③ 退会

契約後2ヶ月目以降、当月10日までの申し出をもって、当月末にて会員資格を失うものとし、翌月以降の支払いは発生しない。

本会退会後は、再入会の受け付けはしないものとする。

年払いの契約の中途解約における既払い会費は、返還しないものとする。

会費の支払いが3ヶ月間連続で未納した場合、確定月の末日をもって会員資格を失効とする。

④ 諸手続きおよび各種事務局の外部委託について

本契約に基づく手続きならびに各種通知に関する業務は乙から株式会社マイクラークに対し、外部委託する場合があります。

3 特定負担に関する事項

オンラインサロンの会費、その支払時期及び方法は、以下のとおりです。

<月会員>

会費（税別）	お支払方法	初回お支払期限	お支払方法
10,000 円	月払い	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済
100,000 円	年払い	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済

※月払い、年払いともに自動継続決済となります。

<グループ特別研修>

・個別コンサル付きコース

会費（税別）	お支払方法	初回お支払期限	お支払方法
720,000 円	一括	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済
135,000 円	分割 (支払回数 6 回)	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済

・実践コース

会費（税別）	お支払方法	初回お支払期限	お支払方法
560,000 円	一括	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済
105,000 円	分割 (支払回数 6 回)	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	クレジットカード決済

<プレミアムコース>

会費（税別）	お支払方法	初回お支払期限	お支払方法
2,700,000 円	一括	お申込み日より 7 日以内 (金融機関休業日の場合は前営業日)	銀行振込

4 特定負担以外の義務の内容

甲は、乙に対し、本契約において、次の各号に定める義務を負うものとします。

① 秘密保持義務

次に示される乙の技術上または営業上の情報（以下「機密情報」といいます）及び個人情報について、甲は、乙の事前の書面による承諾なく、いかなる方法をもってしても、乙以外の第三者への開示、漏洩（ホームページ、SNS等への掲載その他形式を問わず、インターネット上にアップロードすることも含まれます。以下同様）をせず、本会の受講以外の目的で使用することはできません。また、甲は、本講座の受講に必要な場合においても、機密情報に関しては、その管理を乙の指示に従い厳格に行うとともに、口頭による第三者への伝達も、乙より事前に書面で承諾されない限り行うことができません。さらに、甲は、乙の事前の書面の承諾のない限り、機密情報の複製または複写、並びに第三者への譲渡または貸与を行うことができません。

- (1) 本会において口頭で開示された一切の情報及び資料（講座の内容を含みますが、これに限りません）
- (2) 本会の内容を記録した動画の存在及び内容
- (3) 本会で甲から提供された契約書やひな形等の書類の一切
- (4) 事業ノウハウ情報、開発体制、提供する役務に関する情報、運営するサイト等に関する各種数値・データ、その他営業に関する情報
- (5) 取引先名、取引先担当者名、顧客・名刺リストなどに記載された情報、その他顧客に関する情報
- (6) 甲以外の会員に関する情報
- (7) 前各号の他、乙が特に機密保持対象として指定した情報
- (8) その他、乙に関する非公知の情報

② 通知義務

甲は、「お申込用紙」に記載した内容または乙に提出した添付書類の内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を書面または電子メールにより乙に通知するものとします。

5 本契約の解除に関する事項

① 前3項に記載する支払期間までに支払いが無い場合、甲の契約不履行として本契約は解除されます。

② 乙は、契約期間内に限り、甲に以下に定める事由がある場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 甲の態度が著しく悪いことにより、他の会員の学びの妨げとなり、または乙または乙の講師による講義に支障をおよぼし、且つ、乙からの通知を経ても改善がみられない場合
- (2) 乙及び乙の講師等の信用または名誉等を著しく傷つける行為が認められた場合。

③ 甲または乙は、契約期間内に限り、相手方に以下に定める事由がある場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 甲または乙が反社会的勢力に該当することが判明した場合。
- (2) 甲または乙が、本契約書面または本約款に違反する行為、もしくは禁止行為または公序良俗に反する行為を行った場合。